

○民間事業者による信書の送達に関する法律第三十八条の審議会等を定める政令（平成 15 年政令第 91 号）

民間事業者による信書の送達に関する法律第三十八条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

附 則

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十七年十一月二十日政令第三百八十九号）

この政令は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十二月一日）から施行する。